

平成 30 年 2 月 2 日

太子町長 服部 千秋 様

太子町保健福祉審議会
会長 瀧口 迪範

太子町老人福祉計画（第 8 次）及び第 7 期介護保険事業
計画案について（答申）

平成 29 年 8 月 2 日付け太高介第 836 号で諮問のあった、老人福祉計画（第 8 次）及び第 7 期介護保険事業計画案について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致を持って下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

本審議会では、諮問を受けた太子町老人福祉計画（第 8 次）及び第 7 期介護保険事業計画案について、次のとおり慎重に審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された平成 30 年度を初年度とする太子町老人福祉計画（第 8 次）及び第 7 期介護保険事業計画案をもとに、公平不変の立場から自由かつ達意に意見を交換し、検討を重ねた結果、次の結論に達した。

老人福祉計画（第 8 次）については、現計画の課題を整理し、解決への基本目標が設定され、目標達成に向けた施策が示されている。また、第 7 期介護保険事業計画についても、介護サービスの給付実績を分析・評価したうえで、適正な介護サービス見込量の検討が適切に行われており、その財源の一部となる保険料に関しても、介護給付費、地域支援事業費等の見込みに対し、準備基金の取崩しや所得段階の国基準以上の多段階化を継続し保険料を据置くことは適切と認め、次の意見を付して答申する。

- 1 高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができ、安心して生活を送ることができるよう高齢者の移動手段の確保などの施策の展開を図られたい。
- 2 介護予防教室や出前講座で介護予防の普及啓発に努め、いきいき百歳体操などの介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行い、要介護者においては在宅や住み慣れた地域で暮らしていけるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など在宅ケアの充実を図り地域包括ケアシステムの深化につなげるとともに保険給付の適正化を推進し、健全な介護保険事業の運営を図られたい。

以上の意見を付して、答申する。